

○クリーンランドひろば及び緑地帯管理規則

制定 令和2年3月24日 規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、クリーンランドひろば（伊丹市岩屋2丁目136他に設置されたひろばをいう。）及び緑地帯（豊中市原田西町10に設置された緑地帯をいう。）（以下「ひろば等」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用することができない日)

第2条 ひろば等を利用することができない日は、豊中市伊丹市クリーンランドの休日を定める条例（平成18年組合条例第5号）第1条第1項第3号に掲げる日、1月1日及び管理者が別に定める日とする。

(利用時間)

第3条 ひろば等の利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(禁止行為)

第4条 ひろば等においては、ひろば等の本来の用途を阻害し、若しくは阻害するおそれのある次に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理者が認めたものについては、この限りでない。

- (1) ひろば等施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は汚損すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に無断で立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を入れ、又はとめおくこと。
- (8) たき火をし、又は火気をもてあそび、その他危険な遊戯をすること。
- (9) ひろば等をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、ひろば等の管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 管理者は、必要があると認めるときは、区域を定めてひろば等の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第6条 故意又は過失により、ひろば等の施設、設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(施行細目)

クリーンランドひろば及び緑地帯管理規則

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年9月27日から施行する。